

門真市小売商業店舗の出店等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、門真市における小売商業店舗の出店に関し必要な事項を定め、その出店地周辺の地域住民並びに地元商業者との相互理解を図ることにより、地域の生活環境の保持及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「小売商業店舗」とは、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が200平方メートル以上1,000平方メートル以下のものをいう。

- 2 この要綱において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を営むための店舗の用に供される床面積をいう。
- 3 この要綱において「深夜営業」とは、午後11時から日出時までの時間において営業を営むものをいう。

(事業計画の届出)

第3条 小売商業店舗（建物の床面積を変更し、又は、既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより、新たに小売商業店舗となる場合を含む。）を出店しようとする者（以下「出店事業者」という。）は、門真市小売商業店舗出店計画届出書（様式第1号）により、市長に届出なければならない。

(届出の時期)

第4条 前条の届出の時期は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない場合及び門真市開発指導要綱に該当する場合 当該事前協議申請時又は出店の3月前のいずれか早い日
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認を受けなければならない場合 当該確認申請時又は出店の3月前のいずれか早い日

(3) 前2号のいずれにも該当しない場合 小売商業店舗等出店の3月前
(届出事項の変更)

第5条 第3条の届出があった小売商業店舗について、当該届出に係る事項
を変更しようとするときは、当該出店事業者（既に小売商業店舗を出店し
ている者を含む。）は、変更を行う日の3月前までに、門真市小売商業店
舗計画変更届出書（様式第2号）により市長に届出なければならない。

(情報の提供)

第6条 市長は、第3条及び第5条の届出を受理した場合において、当該小
売商業店舗周辺の自治会、守口門真商工会議所及び門真市商業連盟に対し、
当該届出に関する情報の提供を行うものとする。

(出店事業者の責務)

第7条 出店事業者は、地域のまちづくりとの調和を図り、当該小売商業店
舗周辺の生活環境及び地域経済環境を良好に保つように努めなければな
らない。

2 小売商業店舗が、深夜営業を営むものである場合においては、周辺地域
の生活環境に重大な影響を及ぼすと市長が認めるときは、当該小売商業店
舗が関係諸機関と協議のうえ、適正な配慮が行なわれるように努めなけれ
ばならない。

3 出店事業者は、第3条又は第5条の届出をした日から1月以内に、当該
小売商業店舗周辺の自治会、守口門真商工会議所及び門真市商業連盟に対
し、当該届出の内容を説明し、理解を得るように努めなければならない。

4 出店事業者は、前2項の規定による協議及び説明を行った場合において
は、説明等完了後2週間以内にその経過及び結果を、門真市小売商業店舗
に係る説明等完了報告書（様式第3号）により、市長に報告しなければな
らない。

(助言、指導)

第8条 市長は、第3条又は第5条の届出を受理した場合において、第1条
の目的を達成するため、事業計画の届出事項に関して特に必要があると認
めるときは助言又は指導を行うことがある。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年12月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の門真市中規模小売店舗出店手続き等に関する要綱第 3 条及び第 4 条の規定に基づく届出は、改正後の門真市小売商業店舗の出店等に関する要綱第 3 条及び第 5 条の規定に基づく届出とみなす。